

基本目標 2 自然と共生し、歩いて楽しい緑豊かなまちをめざします

2-1 生物多様性・自然環境の保全

(1) 現況と課題

ア) 現況

本市では、平成23年(2011年)3月改訂のさいたま市環境基本計画において、「生物多様性基本法」第13条に基づく生物多様性地域戦略に相当する事項を定めました。その進捗状況を評価する指標のひとつに「生物多様性という言葉の認識状況(言葉の認知度)」を設定し、言葉とその内容を知っている人の割合を70%とすることをめざしています。

一人ひとりが生物多様性を自分の問題として関心を持ち、理解し、行動に結びつけるための機会づくりとして、環境学習会において生物多様性に関する解説を行ったり、生物に関する専門的な知識・経験を有する人材の育成、環境のイベントにおいて生物多様性についての展示やパンフレット等の配布、ホームページにおける周知など、言葉の認識状況を向上させる取組を行っています。

平成30年度(2018年度)に市民1,000人を対象に実施したWEBアンケート結果では、「言葉の意味を知っている(26.1%)、意味は知らないが、言葉は聞いたことがある(40.8%)、聞いたこともない(33.1%)」という結果となりました。

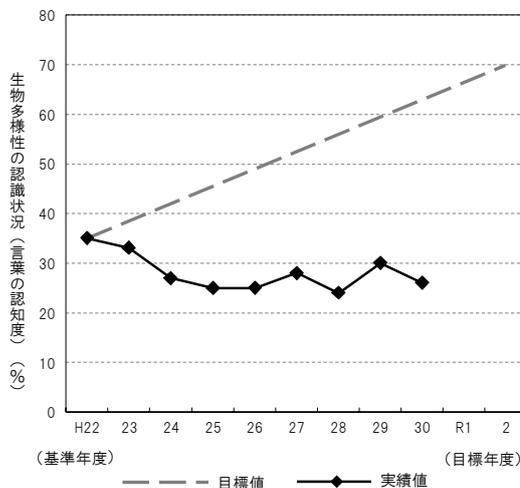


図2-2-1 生物多様性の認識状況(言葉の認知度)の推移

表2-2-1 《指標》生物多様性の認識状況(言葉の認知度)の推移

指標	平成22年度 (2010年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	目標値 (年度)
生物多様性の認識状況 (言葉の認知度)(%)	35	25	25	28	24	30	26	70 (令和2年度 (2020年度))
対前年度比	基準 年度	△	△	○	×	○	×	
対年度目標値比	基準 年度	△	△	△	×	△	×	

生物多様性・自然環境の保全にあたっては、里やま等の緑地の減少を抑制する必要があります。

本市には、西部に荒川周辺、中央部に見沼田圃とその周辺、東部に元荒川周辺といった規模の大きい緑地が存在します。この3つの大きな緑地のほか、雑木林、屋敷林等の樹林地や、河川、池沼等の水辺が存在しています。しかし、都市化の進展に伴い、市街地に点在していた樹林地や池沼は年々減少しており、今後もこの傾向は続くものと予想されます。

このような中で、野生生物については、大規模緑地や水辺周辺の低湿地を中心に生息が確認されています。

哺乳類では、ホンダタヌキ、ニホンイタチなどが生息しています。鳥類は、市内でほぼ年間を通じてみることができるものや毎年決まった季節に渡来するものなど、さまざまな種類が生息しています。スズメ、キジバト、ハシブトガラスなどの都市型鳥類といわれる種が多くみられる中で、オオタカ、チョウゲンボウ、アオバズクなどの猛禽類や水辺に生息するハクセキレイやカワセミなども確認されています。昆虫類では、自然度の高い池沼を好むチョウトンボ、県の蝶に指定されているミドリシジミなどをみることができます。

一方で、過去に食用や観賞用などといった目的で持ち込まれた生物が生息域を広げている事例があります。哺乳類では、特定外来生物に指定されているアライグマが増加しており、その他にも、同じく特定外来生物に指定されているウシガエルやメダカと見間違えられることの多いカダヤシについても河川、水辺での生息が確認されており、在来種への影響が懸念されています。



チョウゲンボウ



ミドリシジミ

植物については、市街地の屋敷林や社寺林、荒川沿いの低地の林などが残るほかは、自然性の高い樹林や草原といった植生はほとんど残っていません。雑木林に代表される二次林も点在するのみとなり、台地上の畑や樹林地は市街地へと姿を変えています。

二次林をはじめ、田、畑、山林、原野、池沼などにより構成される里やまは、地域特有の環境が形成・維持され、多くの野生生物を育む地域となっています。このような貴重な自然環境は、市民、事業者、市のパートナーシップのもとに計画的に保全に努める必要があります。

市内田・畑・山林・原野・池沼面積の推移

	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
市内田・畑・山林・原野・池沼面積(ha)	5,410	5,344	5,278	5,215	5,116	5,065

イ)課題

生物多様性という言葉の意味や理念について一人ひとりが身近な自分自身の問題として捉え、関心を持ち、理解し、行動に結びつける場や機会を増やす必要があります。

「生物多様性」とはなにか、どういうことなのか余り知られていません。生物多様性という言葉の意味や理念（基本的な考え方）について誰もが関心を持ち、理解できるような、分かりやすい手がかりが少ない状況です。生物多様性について、理解し、行動に結びつける場や機会を増やす必要があります。

今後も里やま等の緑地の減少を抑制することが必要であり、特に身近な雑木林は民有地であることが多いことから、市民、事業者、市のパートナーシップのもとに保全に努める必要があります。

(2) 個別施策の実施状況と課題

① 生物多様性の理解

■ 環境学習の推進 【大宮南部浄化センター】【生涯学習総合センター】

○ 実施状況

大宮南部浄化センターや公民館等では、自然観察会、環境講座等を実施しています。平成30年度（2018年度）の主な実施状況は以下のとおりです。

平成30年度(2018年度) 自然観察会、環境講座等の実施状況【再掲 P21-24】

施設等名	内容	参加者数
大宮南部浄化センター	自然観察・環境学習会：自然庭園の生きものを観察し、環境について学びました。大人のための野鳥観察会：みぬま見聞館付近の芝川沿いで野鳥観察を中心に自然環境等について学びました。	186人
大宮北公民館	「地域の魅力再発見！自然観察講座」：大宮公園と氷川神社の植生を学びました。	28人
土合公民館	「地域の自然と歴史の講座「はじめてみよう！バードウォッチング」」：区内の自然の宝庫「秋ヶ瀬公園」や彩湖付近に生息する野鳥を観察し地域の自然の大切さを認識しました。	33人

○ 課題

(大宮南部浄化センター)

アンケートなどの御意見をもとに、自然観察・環境学習会等の内容をより充実させ、今後も環境局内の他課や他の環境教育拠点施設等と協力するなど、さまざまな話題を取り上げて参加者の方に分かりやすい説明をするとともに、多くの方々に参加していただけるよう広報活動に努めます。

(公民館)

今後も引き続き、各館で地域のニーズを分析し、内容を精査して事業を推進します。

■ 生物多様性の啓発 【環境創造政策課】【環境対策課】

○ 実施状況

生物多様性への理解を深めてもらうため、各種事業や環境イベント、ホームページ等を通じて生物多様性に関する啓発を行いました。

事業名	内容
さいたま子どもエコ検定	生物多様性に関する設問を作成し、解答集において生物多様性について解説を行いました。
さいたまエコフェスタ in Summer 2018	「さいたま市」ブースにおいて、生物多様性についての解説を行うとともに、身近な生きものに関するクイズを行いました。
自然観察会	大宮南部浄化センター（みぬま見聞館）での自然観察会や土曜チャレンジスクールにおいて、子どもを含む参加者へ生物多様性について解説を行いました。
ホームページ	さいたま市内の生きものに関するホームページにおいて、生物多様性について解説を行いました。

○ 課題

生物多様性への理解を更に広げていくためには、特に子どもたちへの啓発の機会を充実させる必要があります。



生物多様性についての解説例

②生物多様性データの充実

■生物多様性データの充実【環境対策課】

○実施状況

市民団体との協働により、平成25年度(2013年度)から市民参加型の生きもの調査を実施しています。トンボとチョウの誘致型調査を行うため、市内9か所にミニトンボ池とチョウを呼ぶ花を植えたプランターを設置しており、4月から12月に実施した調査では、延べ669人の市民が参加し、市内各所のデータを収集しました。

調査の実施にあたっては、トンボやチョウに関する知識・経験を有する人材を育成する必要があるため、研修会を年3回開催し、延べ28人の市民が参加しました。

また、4月、7月、8月、11月に開催された大宮南部浄化センター主催の自然観察会では、センター内の自然庭園で生きもの調査を行い、延べ71人の市民が参加し、データを収集しました。

これらの調査結果や市による各種調査、学校等による調査から、市内の生物多様性の状況に関するデータを取りまとめ、ホームページに掲載しました。



市民参加型生きもの調査により確認された
ムラサキツバメ(本庁)



大宮南部浄化センター自然庭園での生きもの調査

○課題

生物多様性の評価には、広域で動植物の現状把握に努める必要があります。市民団体や学校など、市内各団体が持つデータを把握するため、連携・協働することが必要です。また、データ量の増加に伴うデータ収集の効率的な取りまとめ方や解析方法なども検討していく必要があります。

■生物多様性の状況の把握【大宮南部浄化センター】

○実施状況

大宮南部浄化センターに併設された環境学習施設と自然庭園を有する「みぬま見聞館」では、見沼たんぼや芝川等、周辺環境との共生をテーマにした取組を実施し、周辺の生物多様性の状況の把握に努めています。

環境学習施設では、見沼の歴史についての展示とともに、年間を通して庭園で確認された動植物の記録、写真や標本の展示、また、見沼たんぼも含めた市内各所の動植物に関する文献や各種調査結果を施設内の環境図書館へ配架しています。

自然庭園では、見沼地域の昔からの雑木林やせせらぎ、湿地帯等を復元するとともに、昆虫や鳥たちが集まる環境の保全や、市内の小中学校のプールに生息する生きもの（ヤゴなど）を保護し自然庭園へ放すことにより、プール清掃時に死滅してしまう生きものを保全しています。

また、自然庭園の動植物等を紹介した「みぬま見聞館だより」を発行し、市内の小・中学校、保育園や公民館、図書館等に配布しています。

○課題

引き続き、多くの方々が利用し、環境に興味をもってもらえるよう広報活動に努める必要があります。



③生物多様性の保全・再生

■特定外来生物への対策【環境対策課】

○実施状況

生物多様性を維持・再生するとともに、生態系や市民生活に大きな影響を与える外来生物について、適切な対応を行うことが必要です。

本市では、特に特定外来生物であるアライグマについては、平成19年(2007年)3月より「埼玉県アライグマ防除実施計画」に基づく防除対策を実施し、家屋侵入による被害や農作物の食害などの拡大防止に取り組んでいます。実施当初の平成19年度(2007年度)におけるアライグマ捕獲頭数は88頭でしたが、平成30年度(2018年度)は400頭となっており、年々増加しております。平成30年度(2018年度)の捕獲頭数の区ごとの内訳は、西区94頭、桜区100頭、岩槻区104頭となっており、この3区で本市全域の捕獲頭数の約74%以上を占めています。その他の特定外来生物として、平成30年度(2018年度)はカミツキガメを7匹捕獲しました。

外来生物といわれているハクビシンについても、アライグマと同様の被害相談が多く寄せられており、あらゆる防除対策を講じても被害が治まらない場合は、有害鳥獣として捕獲等による対策を実施しています。

平成30年度(2018年度)は、678件の鳥獣相談が寄せられ、そのうち237件の相談がアライグマについての相談となっており、被害内容を聞き取り、防除策の助言及び捕獲のための罠の設置などの対応を行いました。

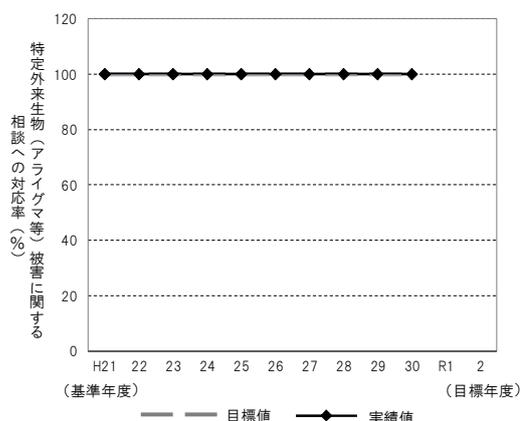


図2-2-2 特定外来生物(アライグマ等)被害に関する相談への対応率の推移

表2-2-2 《指標》特定外来生物(アライグマ等)被害に関する相談への対応率の推移

指標	平成21年度 (2009年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	目標値 (年度)
特定外来生物(アライグマ等)被害に関する相談への対応率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100 (令和2年度 (2020年度))
対前年度比	基準年度	○	○	○	○	○	○	
対年度目標値比	基準年度	○	○	○	○	○	○	

平成30年度(2018年度)アライグマ捕獲数・相談件数区分内訳

	西	北	大宮	見沼	中央	桜	浦和	南	緑	岩槻	その他	計
捕獲数	94	0	6	48	0	100	5	4	39	104	—	400
相談件数	35	23	14	24	2	46	9	7	19	48	10	237

○課題

近年、さまざまな外来生物による生態系や生活環境への影響が懸念されていることから、国や県の動向を注視しつつ、対策を検討していきます。

市内では、上記に挙げた種類他に、ウシガエル、カダヤシ、オオクチバス、ブルーギル、アレチウリ、オオキンケイギク等の特定外来生物が確認されています。

特定外来生物の防除については、今後も状況把握に努めるとともに、市民に対して、外来生物問題に関する情報を発信していくことが必要です。

■大谷ホテルの里維持管理業務【北部都市・公園管理事務所 管理課】

○実施状況

ホテルや水辺の生きものが暮らす空間を中心に、里や環境の保全と創造を進めています。

○課題

ホテルの生息を確認しました。今後も継続して管理作業を行い、ホテルの生息環境の維持に努めます。より生息しやすい環境をいかに作り上げていくかが今後の課題です。

④生態系と共存・共生する適正な土地利用

■見沼田圃基本計画の推進【見沼田圃政策推進室】

○実施状況

「見沼田圃基本計画」は、見沼田圃に係る多様な主体が積極的に連携・協働・交流を図りながら、農業、環境、歴史・文化、観光・交流、教育など、見沼田圃及びその周辺地域の「保全」「活用」に係る様々な取組を一体的に推進していくことを目的としています。

平成30年度(2018年度)は、「見沼田圃基本計画アクションプラン(平成29年度～令和3年度)」に基づき、3つの市民プロジェクトを中心に各事業を実施しました。プロジェクト1「地域資源情報発信」では、「見沼たんぼ見どころガイド」を作成し、2万7千部発行しました。プロジェクト2「散策環境向上」では、散策の拠点となる広場の整備に向けて、地盤改良等を行う工事に着手しました。プロジェクト3「見沼・さぎ山交流ひろばの活用」では、見沼田圃の新たな交流の場である「見沼・さぎ山交流ひろば」において、年間を通じてさまざまな活動を行いました。主な活動は次のとおりです。



見沼・さぎ山交流ひろばの活動
(見沼たんぼクリーンウォーク)

【見沼・さぎ山交流ひろばの主な活動】

- ・「私の好きな見沼たんぼ2018」写真コンクールの開催
見沼田圃の様々な魅力を伝える写真を募集し、127点の応募がありました。作品は審査後、「見沼たんぼのホームページ」へ掲載したほか、各区役所などで展示を行いました。
- ・「みぬま秋フェス2018inさぎ山」の開催
「見沼・さぎ山交流ひろば」の活動拠点である緑区のさぎ山記念公園にて、見沼田圃に親しめる自然体験やセミナー、農産物の直売、クイズラリー等を行い、多くの人で賑わいました。
- ・「見沼たんぼクリーンウォーク」の開催
清掃活動を通じ見沼田圃の現状を理解いただき、見沼田圃の自然環境や景観の保全の一助となるよう意識の高揚を図るため、「見沼たんぼクリーンウォーク」一斉清掃活動を実施しました。市民・団体・企業等約570人に参加していただき、可燃ごみ約490kg 不燃ごみ約430kgを回収しました。
- ・「シーズン企画」の実施
誰もがいつでも立ち寄れる見沼田圃とするために、市民団体や農家等の会員・サポーターが主体となり、年間を通じて季節に合ったプログラムを合計32回実施しました。

○課題

魅力ある田圃空間としての再生、地域の活性化のためには、積極的な活用の取組をさらに充実させながら、見沼田圃基本計画アクションプランを着実に推進していくことが求められています。そのためには庁内連携をさらに強化するとともに、農家をはじめとする市民との連携が大切です。

新たに策定したアクションプランでは、進行管理において農業者等との意見交換の実施も加え、計画のさらなる推進を図っていきます。

⑤里やまの保全・活用・再生

■緑地の保全【みどり推進課】

○実施状況

農地、樹林地、都市公園、河川・池沼などの水辺は、生物多様性の保全に必要な緑地ですが、年々減少傾向にあります。生産緑地や保存緑地の指定が行われていても、相続の発生などに伴う指定解除により、農地や樹林地の消失が起こっていると考えられます。

また、法規制などの対象ではない市街地内の樹林地や農地については、開発などにより減少傾向が続いていると思われます。

※ 担保性のある緑・・・法律や条例などに基づき保全される緑や、公園などの整備、施設の緑化により確保される緑を指します。

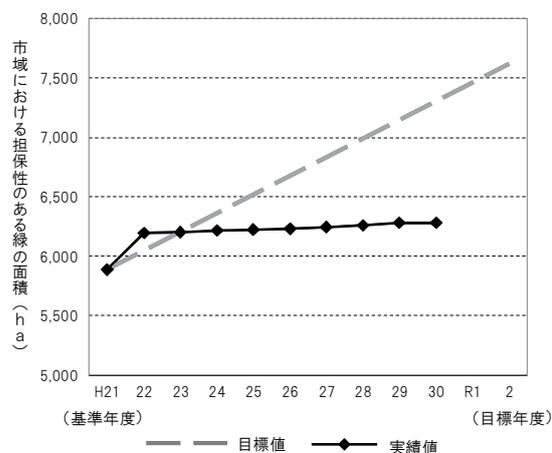


図2-2-3 市域における担保性のある緑の面積の推移

表2-2-3 《指標》市域における担保性のある緑の面積の推移

指標	平成21年度 (2009年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	目標値 (年度)
市域における担保性のある緑の面積 (ha)	5,889	6,222	6,228	6,243	6,262	6,280	6,278	7,620 (令和2年度 (2020年度))
対前年度比	基準年度	○	○	○	○	○	△	
対年度目標値比	基準年度	△	△	△	△	△	△	

○課題

本市の重要な緑の持続性を確保する上で、所有者負担の軽減、緑地維持の社会的貢献度の向上などを推進するため、既存制度を活用するほか、新たな制度の創設により、市民、事業者、学校、市など多様な主体による活動の推進を図っていくことが必要となります。

■特別緑地保全地区の指定・保全【みどり推進課】

○実施状況

貴重な動植物の生息地又は生育地となっている樹林地など、重要な緑を指定することにより保全に努めています。

平成30年度（2018年度）は、豊かな緑を将来に継承することを目的に上加南特別緑地保全地区計画地として緑地を約0.2ha取得しました。

特別緑地保全地区計画地の取得面積の推移

	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
特別緑地保全地区計画地の取得面積 (ha)	0.6	0.2	0.5	0.3	0.3	0.2

○課題

今後も持続性の高い緑地の保全に努めていきますが、本市では特別緑地保全地区計画地として用地を取得し、公有地化した上で、市は買取りの措置を取るなど、財政的な担保が必要となります。

■樹林地の保全【みどり推進課】

○実施状況

市内には、武蔵野の原風景である雑木林や屋敷林などの樹林地が多くみられます。このような緑は、里やまとよばれ、農業と密接にかかわってきた二次林です。また、自然林は一部の社寺林にみられます。昭和59年（1984年）からの樹林地面積の推移を見ると、樹林地は減少の一途をたどっており、特に市街化区域では約20年間で半分以下となり、開発や相続などによって著しく減少しています。

本市の地域制緑地は、1,585ヶ所（2,434.65ha）あります。市域の東西にある首都圏近郊緑地保全法に基づく荒川近郊緑地保全区域（1,328.0ha）や埼玉県自然公園条例に基づく安行武南自然公園（431.0ha）、中央部にある都市計画法に基づく風致地区（284.0ha）等は、法律等の規制により大規模な緑地として残されています。また、市の南北に広がる市街地では、生産緑地法に基づく生産緑地地区等の地域制緑地や、公園等の公園緑地などのオープンスペースが緑の環境の要素となっているほか、さいたま市みどりの条例等に基づく自然緑地等に指定されている緑地があります。

地域制緑地の指定面積の推移

	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
地域制緑地の 指定面積(ha)	2,486.16	2,476.44	2,470.04	2,459.58	2,444.87	2,434.65

○課題

今後も里やまの中核となる樹林地等の減少を抑制することが必要であり、特に身近な雑木林は民有地であることが多いことから、市民、事業者、市のパートナーシップのもとに保全に努める必要があります。

■指定史跡及び天然記念物の保存・活用【文化財保護課】

○実施状況

文化財（史跡や天然記念物）の指定や保護保全を進めています。

平成30年度（2018年度）は、指定天然記念物27件の現況調査を実施しました。さらに、国指定特別天然記念物「田島ヶ原サクラソウ自生地」や市指定天然記念物「御蔵のクマガイソウ」の生育・株数調査などを実施して、保護保全を進めました。指定史跡の中の樹木の剪定や草刈なども行い、良好な維持管理に努めました。

○課題

今後も継続的に天然記念物の現状を把握し、保全の措置を講じる必要があります。また、史跡については、整備基本計画等を策定する準備を進める必要があります。

■国指定特別天然記念物「田島ヶ原サクラソウ自生地」保存管理事業【文化財保護課】

○実施状況

保存管理計画の内容に基づき、サクラソウの株数や植生の調査を実施したほか、外来植物の除去などの維持管理を行いました。また、現地での説明会を実施し、自生地の価値の普及・啓発に努めました。



○課題

サクラソウ株数の減少や乾燥化という現状に対し、有効な対策を講じる必要があります。今後も保存管理計画に基づき、自生地の植生を変化させる植物の駆除・抑制等の保全活動や、サクラソウ及び希少植物の保護増殖実験等の調査・研究活動を進める必要があります。

■保存樹木の指定制度【みどり推進課】

○実施状況

(公財)さいたま市公園緑地協会の「樹木の保存に関する要綱」に基づき、保存樹木の指定に努め、奨励金を交付しています。

保存樹木の奨励金交付本数の推移

	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
保存樹木の奨励金 交付本数(本)	256	252	264	281	278	266

○課題

保存樹木の指定制度については、事業の実施主体となる(公財)さいたま市公園緑地協会と協力体制を構築しながら、事業を推進する必要があります。所有者からの申請により保存樹木の指定を行うため、市民への制度の周知を通じて、保存樹木の指定拡大をめざします。

■自然景観の保全・整備【みどり推進課】

○実施状況

本市では、令和2年度(2020年度)までに、自然緑地等の指定面積を180haとすることを目標とし、個人が所有する屋敷林などの樹林地を、地域の重要な緑の資産として土地所有者の協力をいただき、自然緑地や保存緑地に指定します。特に貴重な緑地については、公有地化を図り、特別緑地保全地区に指定することで担保性のある緑地として永続的に保全します。

また、自然緑地や特別緑地保全地区は緑地保全のボランティア団体「さいたましみどり愛護会」の協力を得て、市が管理に努めています。

平成30年度(2018年度)の自然緑地等の指定状況については、さいたましみどりの条例に基づく自然緑地22地区5.74ha、保存緑地213地区48.74ha、都市緑地法に基づく市民緑地4地区0.91ha、特別緑地保全地区12地区5.18ha、その他12.88haの合計73.45haを指定し、緑地の保全に努めています。

また、開発や相続などによって減少する緑地について、永続性ある緑地として公有地化を図っています。平成30年度(2018年度)は、北区日進町2丁目で緑地0.20haを取得し、保全を図りました。

自然緑地等の指定面積の推移

	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
自然緑地等の指定 面積(ha)	77.93	75.75	74.61	73.17	72.87	73.45

○課題

民有地における高額な相続税は、相続発生時に緑地を開発用地として転用・売却する主な原因のひとつとなっており、首都圏における緑地減少の大きな要因となっています。

また、ボランティア団体「さいたましみどり愛護会」の高齢化が進んでいることから、新たなボランティアを募集する必要があります。

■環境影響評価の推進【環境対策課】

○実施状況

環境影響評価は、大規模な開発行為等の事業の実施が環境に及ぼす影響について、事業者自らが、あらかじめ調査、予測及び評価を行い、その結果を公表するとともに、環境保全の見地から市民や市長の意見を聴き、それらを事業計画に反映して環境保全措置を講じることにより、事業の実施に伴う環境への影響をできる限り少なくしようとするものです。

本市では、市域を生活環境への配慮が求められる地域、自然環境への配慮が求められる地域等に分け、対象事業の規模要件を設定し、環境影響評価を行うにあたって選定すべき項目、調査、予測及び評価の方法等を示した技術指針を定めています。また、環境影響評価及び事後調査に関し技術上必要な事項を調査審議するため、学識経験者で構成する「さいたま市環境影響評価技術審議会」を設置しています。

平成30年度(2018年度)は、審査手続きを行った案件は3件でした。

環境影響評価に係る審査件数の推移

	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
環境影響評価調査計画書の審査件数(件)	1	0	1	1	1	1
環境影響評価準備書の審査件数(件)	1	0	0	1	1	1
環境影響評価事後調査書の審査件数(件)	1	0	1	2	0	1

○課題

適切な環境影響評価が行われ、事業が環境の保全に十分配慮して実施されるよう、さらに周知していく必要があります。

2-2 快適環境の創造

(1) 現況と課題

【都市の緑】

ア) 現況

都市においては、公園や街路樹などの公共の緑、宅地や施設内における緑地などが、自然環境の保全や都市環境を改善する機能を有しています。

平成16年度（2004年度）に策定された「さいたま市緑の基本計画」では、市民一人あたりの都市公園面積の目標を10㎡としており、平成30年度（2018年度）末における市民一人あたりの都市公園面積は5.09㎡です。また、公園の不足する地域を重点に、歩いて行ける身近な公園の整備を目標としています。平成30年度（2018年度）末における身近な公園整備数は887公園となっています。

本市の一人あたりの都市公園面積は、関東近郊の政令指定都市の中では平均レベルにありますが、ほかの全国の政令指定都市に比べると少ない状況にあります。

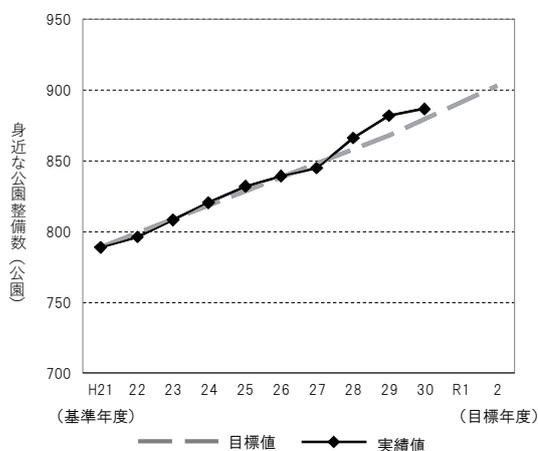


図2-2-4 身近な公園整備数の推移

表2-2-4 《指標》身近な公園整備数の推移

指標	平成21年度 (2009年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	目標値 (年度)
身近な公園整備数 (公園)	789	832	839	845	866	882	887	903 (令和2年度 (2020年度))
対前年度比	基準 年度	○	○	○	○	○	○	
対年度目標値比	基準 年度	○	○	△	○	○	○	

一人あたりの都市公園面積の推移

	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
一人あたりの都市公園 面積(㎡)	5.09	5.07	5.04	5.05	5.11	5.09

イ) 課題

今後とも、歩いて行ける身近な公園が不足する地域を重点に、都市公園の配置・整備を進めていきます。そのため、市所有の未利用地や所管換えなどによる公園用地の確保に努め、計画的に整備を進めていきます。

【水辺環境】

ア) 現況

市内には、荒川、鴨川、芝川、元荒川、綾瀬川等の一級河川の他、多くの小河川があります。これらの河川のうち荒川は、水質が良好で安定しており、飲料水の取水源となっています。その他の河川は、農業用排水路などとして利用されてきましたが、現在は都市化による生活排水の影響が見受けられます。

見沼田圃や荒川等の周辺緑地に代表される水辺は、武蔵野の原風景を作り出すために欠かせない要素であるとともに、わたしたちの生活に潤いや安らぎなどさまざまな恵みを与えています。

また、身近で親しめる水辺として、鴨川みずべの里、アーバンみらい東大宮の多目的遊水地、大宮南部浄化センター自然庭園、大谷ホテルの里、合併記念見沼公園、六辻水辺公園、見沼自然公園、慈恩寺親水公園等があります。

イ) 課題

三面護岸整備、水路の暗渠化などに伴う身近な水辺空間の喪失などに対しては、地域の特性に基づいて、市内に残る自然度の高い優れた水辺の保全や、市街地でのまちづくりを踏まえた水辺の整備など、多様な水辺空間を創造することが求められています。

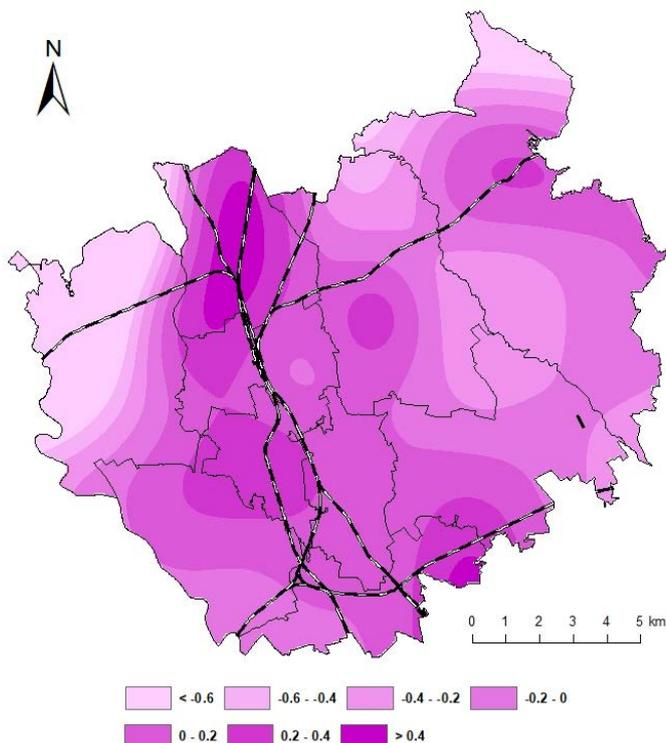
また、河川の汚濁の約7割が生活排水によるものと言われており、浄化槽の適正な維持管理の普及啓発等の生活排水対策を推進し、水辺環境の再生を図る必要があります。

【ヒートアイランド現象】

ア) 現況

ヒートアイランド現象とは、空調機器や自動車などから排出される人工排熱の増加や、建築物の増加による地表面の人工化によって都市部の気温が郊外に比べて高くなる現象ですが、その影響として、昼間の高温化や熱帯夜の出現日数の増加に伴う熱中症の増加、光化学オキシダント生成の助長や局地的集中豪雨との関連も指摘されています。本市では、市内の26地点に温度データロガー（温度記録計）を設置し、市内の気温の観測を行っています。平成30年（2018年）8月の平均気温分布では、鉄道沿線の市街地で気温が高い傾向を示しています。

緑地は、温室効果ガスである二酸化炭素を吸収・吸着することで、地球温暖化の抑制に効果が期待されるとともに、蒸散作用によって周囲の気温を低下させるため、ヒートアイランド現象を緩和させる効果が知られています。



平成30年(2018)8月の平均気温分布

(全調査地点平均(28.3°C)との気温差)

出典:健康科学研究センター

市内の緑地は減少傾向にあることから、市街地における緑地を保全するため、以下のような緑地の整備、指定や公有化を推進して、みどりの保全を図っています。

- ・市みどりの条例等に基づく自然緑地、保存緑地、市民緑地、特別緑地保全地区等

緑の保全の目標として、本市では令和2年度（2020年度）までに自然緑地等の指定面積を180haとすることをしています。

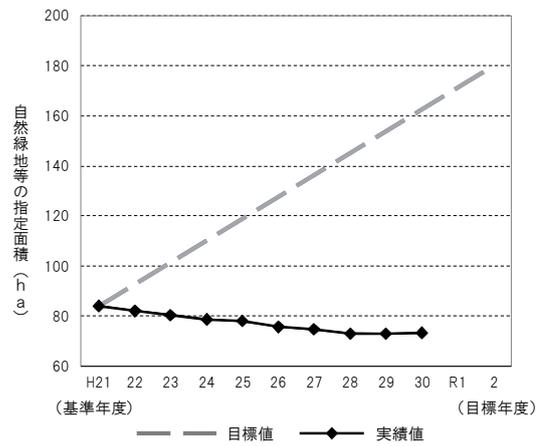


図2-2-5 自然緑地等の指定面積の推移

表2-2-5 《指標》自然緑地等の指定面積の推移

指標	平成21年度 (2009年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	目標値 (年度)
自然緑地等の指定面積 (ha)	84.18	77.93	75.75	74.61	73.17	72.87	73.45	180 (令和2年度 (2020年度))
対前年度比	基準年度	△	△	△	△	△	△	
対年度目標値比	基準年度	△	△	△	△	×	×	

また、快適で緑にあふれるまちづくりを効果的に進め実現するためには、市民との協働が必要ですが、まず行政がそうした姿勢を示すことが重要だと考えます。そのためには、市民の利用する機会が多い市民サービスの場となる施設や文化スポーツ施設、さらに教育施設や福祉施設など、市が所有・管理する各種の公共施設を率先して緑化することが必要です。

そこで、「公共施設から始めます」を合い言葉とした「さいたま市公共施設緑化マニュアル」を定め、関係各課の創意のもとに緑にあふれる快適な市民サービスの提供及び地域のシンボルや都市環境の向上に先導的役割を果たす公共施設づくりに努めています。

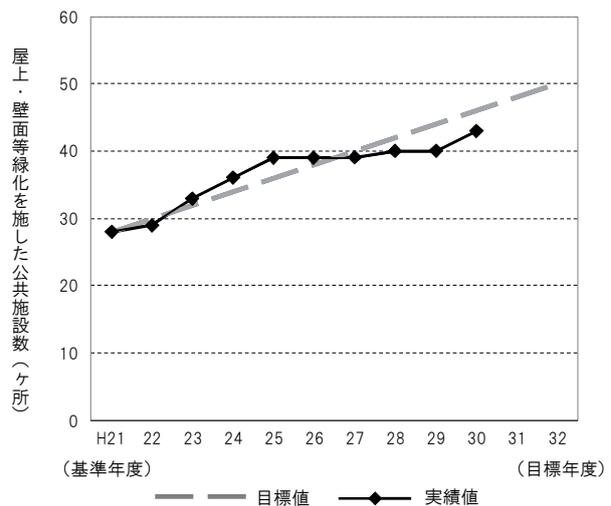


図2-2-6 屋上・壁面等緑化を施した公共施設数の推移

表2-2-6 《指標》屋上・壁面等緑化を施した公共施設数の推移

指標	平成21 年度 (2009 年度)	平成25 年度 (2013 年度)	平成26 年度 (2014 年度)	平成27 年度 (2015 年度)	平成28 年度 (2016 年度)	平成29 年度 (2017 年度)	平成30 年度 (2018 年度)	目標値 (年度)
屋上・壁面等緑化を施した公共施設数(ヶ所)	28	39	39	39	40	40	43	50 (令和2年度 (2020年度))
対前年度比	基準 年度	○	△	△	○	△	○	
対年度目標値比	基準 年度	○	○	△	△	△	△	

イ)課題

市内の気温の状況について、長期的な変動を捉えるため、引き続き気温の観測を行う必要があります。

市内の自然緑地等面積は近年減少傾向にあり、指定面積は、約73.45haと緑の基本計画に掲げた令和2年度（2020年度）までの目標である自然緑地等面積180haまでは、現状の面積より約2倍に増やすこととなります。

指定緑地減少の要因としては、土地所有者が高齢となり、相続の発生や管理困難から保存緑地等の指定解除が行われることから、相続等の発生時に緑地を維持できる制度の構築や相続税の軽減措置などの対策が急務となっています。また、地上部の緑化とともに屋上や壁面を活用した建築物緑化を継続して推進していくことも必要です。

(2)個別施策の実施状況と課題

①魅力ある緑のまちづくりの推進

■緑の基本計画改訂版に即した各種施策の推進【みどり推進課】

○実施状況

「緑の基本計画」は、都市緑地法に基づく「緑地の保全及び緑化の推進」に関する基本計画として、本市が中長期的な観点から定める緑に関する総合的な計画であり、緑豊かなまちづくりを計画的に推進する指針となるものです。（平成19年（2007年）3月〔改訂版〕を策定）

緑の基本計画には、本市がめざす緑の将来像、緑の目標水準、4つの基本方針及び緑の推進施策の方針等を示しており、市民、事業者、行政が一体となって緑豊かなまちづくりに取り組みます。また緑の基本計画をより実効性のあるものとするため、短期の目標や具体的な推進手法を定めた「緑の基本計画アクションプラン」を平成22年（2010年）3月に策定しました。そして、平成26年度（2014年度）末をもって「緑の基本計画アクションプラン」の計画期間の終了を受けて、平成27年度（2015年度）から令和2年度（2020年度）までの6カ年を計画期間とする「緑の基本計画後期アクションプラン」を策定しました。

○課題

平成26年度（2014年度）に策定した「緑の基本計画後期アクションプラン」に基づき、具体的施策の効率的かつ効果的な展開を図り、緑の基本計画に位置づけられた緑の将来都市像の着実な実現をめざします。

■道路の街路樹の整備【道路計画課】

○実施状況

都市計画道路の整備に合わせ、大気の浄化や防火の機能を果たす沿道緑化を進めています。

平成30年度（2018年度）について、道路計画課所管の都市計画道路整備において街路樹の整備実績は以下のとおりとなっております。

街路樹管理状況の推移

	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
高木・中木(本)	31,274	31,274	31,285	31,308	31,308	31,321
低木(m ²)	213,071	213,071	213,783	213,784	213,784	214,179

※伐採した樹木は含めない

○課題

街路樹の維持管理には多大な経費を要することから、維持管理の容易な樹種の選定や市民参加による維持管理推進などを検討する必要があります。

■建築物の緑化の推進(公共施設対象)【みどり推進課】

○実施状況

緑の基本計画等に基づき、街路樹や公共施設の建築物緑化などにより市街化区域における緑化を推進しています。

平成18年度（2006年度）に改訂した「緑の基本計画」において、公共施設では敷地の25%以上、民間施設では20%以上の緑地を確保することを掲げています。具体的取組として、平成22年（2010年）3月に「公共施設緑化マニュアル」を改訂し、公共施設の緑化を推進しています。

屋上・壁面等緑化を施した公共施設数の推移

	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
屋上・壁面等緑化を施した 公共施設数(ヶ所)	39	39	39	40	40	43

○課題

「公共施設緑化マニュアル改訂版」をもとに、市公共施設においては都市緑化の先導的役割となるべく積極的な緑化（建築物緑化を含む）を推進します。

■校庭芝生化【学校施設課】

○実施状況

緑の基本計画等に基づき、街路樹や公共施設の建築物緑化などにより市街化区域における緑化を推進しています。

学校における地球温暖化やヒートアイランド現象等の環境問題に対する取組として、校庭等の一部を芝生化し、環境・教育両面に配慮した学校づくりをめざしています。

現在、累計23校の校庭を芝生化しております。

○課題

芝生を活用した授業を行うことで、児童・生徒の環境問題に対する意識の高揚を図ります。一部の学校では、市民との協働による芝生の維持管理を行っています。今後も様々な工夫により、芝生の整備、維持管理を効率的かつ効果的に行っていく必要があります。



美園北小学校 校庭芝生

校庭芝生化実施校数・面積

年度	実施校数	学校名	実施面積
平成21年度 (2009年度)以前	7校	谷田小学校	4,000㎡
		神田小学校	2,400㎡
		大宮小学校	1,190㎡
		三室小学校	2,089㎡
		岸町小学校	1,107㎡
		つばさ小学校	1,703㎡
		蓮沼小学校	3,459㎡
平成22年度(2010年度)	3校	大宮南小学校	1,509㎡
		大宮西中学校	752㎡
		宮前中学校	2,813㎡
平成23年度(2011年度)	6校	桜木小学校	654㎡
		本太小学校	2,211㎡
		沼影小学校	433㎡
		美園小学校	2,060㎡
		与野南中学校	450㎡
		さくら草特別支援学校	1,300㎡
平成24年度(2012年度)	2校	城北小学校	510㎡
		慈恩寺中学校	240㎡
平成25年度(2013年度)	3校	与野西北小学校	1,943㎡
		見沼小学校	2,255㎡
		日進北小学校	2,037㎡
平成26年度(2014年度)	1校	田島中学校	540㎡
平成27年度(2015年度)	0校	—	—
平成28年度(2016年度)	0校	—	—
平成29年度(2017年度)	0校	—	—
平成30年度(2018年度)	1校	美園北小学校	1,357㎡

■緑のカーテン設置【みどり推進課】

○実施状況

緑の基本計画等に基づき、街路樹や公共施設の建築物緑化などにより市街化区域における緑化を推進しています。

夏季において、屋上やベランダから垂らしたネットに、つるが伸びる植物をはわせて壁面の一部を緑化することで、日影を作り室内温度を下げるとともに、環境教育にも活用します。

- ・公共施設 136施設（区役所、支所、公民館、保育園等）



西区役所の緑のカーテン

○課題

今後も、公共施設で緑のカーテンを実施し、家庭で取り組む緑のカーテンの普及に努めます。

■学校における屋上緑化の整備【学校施設課】

○実施状況

学校における地球温暖化やヒートアイランド現象等の環境問題に対する取組として、屋上緑化の整備を行います。

屋上緑化整備校数の推移

	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
屋上緑化整備校数(校)	1	1	0	0	0	1

○課題

屋上緑化の整備は、校舎の新築・増築・改築時にあわせて行っていますが、その他の時期においても既存の学校において修繕をした際に屋上に花壇を設置する等、整備の実施・手法を検討していく必要があります。

■学校における壁面緑化(緑のカーテン)の整備【学校施設課】

○実施状況

学校における地球温暖化やヒートアイランド現象等の環境問題に対する取組として、緑のカーテンの整備を行います。

平成30年度(2018年度)は165校で整備を行い、地植えやプランターに植えたヘチマ・ゴーヤ・キュウリ・アサガオが、屋上やベランダから降ろしたネットに広がり、夏の日差しを和らげました

緑のカーテン整備校数の推移

	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
緑のカーテン整備校数(校)	166	166	166	166	161	165

○課題

令和元年度(2019年度)は、市立小・中・高等学校及び特別支援学校の計167校で行います。また、これらを活用した授業を行うことで、児童・生徒の環境問題に対する意識の高揚を図ります。限られた予算の中で実施するためには、維持管理も含め、よりの確な方法を検討していく必要があります。

■ 民有地の緑化の推進(生け垣助成)【みどり推進課】

○実施状況

緑の基本計画等に基づき、街路樹や公共施設の建築物緑化などにより市街化区域における緑化を推進しています。また、緑化の助成制度を設けて、民有地における緑化の推進を図っています。



生け垣助成の延長件数の推移

	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
生け垣助成の延長件数	18件 (290.2m)	19件 (246.5m)	18件 (170.8m)	21件 (230.9m)	15件 (176.8m)	14件 (103.8m)

※(公財)さいたま市公園緑地協会の「生け垣助成要綱」に基づき、民有地における緑化を推進しました。

○課題

生け垣助成は、近年、その重要性や必要性が高まっていることから、引き続き市民に助成制度を周知し普及に努め、民有地における緑化の推進を図ります。

■ 建築物の緑化の推進【みどり推進課】

○実施状況

緑の基本計画等に基づき、街路樹や公共施設の建築物緑化などにより市街化区域における緑化を推進しています。また、緑化の助成制度を設けて、民有地における緑化の推進を図っています。

平成18年度(2006年度)に改訂した「緑の基本計画」において、公共施設では敷地の25%以上、民間施設では20%以上の緑地を確保することを掲げています。具体的取組として、平成21年(2009年)11月から建築物緑化助成事業の助成対象区域を拡大し、市民が使いやすい制度として改正するとともに、平成22年(2010年)3月に「公共施設緑化マニュアル」を改訂し、公共施設の緑化を推進しました。また、平成24年(2012年)4月には従来の建築物緑化助成事業の助成対象に沿道緑化を加え、みどりの街並みづくり助成事業とし、緑化が困難な中心市街地等において、建築物の屋上や壁面、道路に面した敷地を利用し新たな緑を創出しています。



屋上緑化の様子

みどりの街並みづくり助成件数の推移

	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
みどりの街並み づくり助成件数	12件 (250.64㎡)	9件 (177.86㎡)	5件 (159.39㎡)	14件 (448.94㎡)	10件 (143.56㎡)	14件 (248.00㎡)

○課題

市民や事業者にみどりの街並みづくり助成事業の周知を図り建築物緑化・沿道緑化を推進します。

■緑化啓発イベントの開催【みどり推進課】

○実施状況

市民がみどりに親しみ、みどりを身近に感じることができ
る機会として、みどりと触れあうことのできるイベントを、
市民ボランティアとの協働により実施しています。

平成30年度（2018年度）は、広く市民に緑化の必要性を周
知し、緑化の普及・啓発を図ることを目的に、5月3日、4日に
「シビックグリーンさいたま」を開催し、ゴーヤの種の配布、
花づくり講習会、緑のカーテン講習会等を実施しました。

また、みどりに触れる体験等を通じて、市民のみどりに対
する意識の高揚を図ることを目的に、10月21日に「みどりの
祭典」を開催しました。当日は、みどりに関係する21団体が参加し、約5,400名が来場しました。



みどりの祭典

○課題

多くの市民がイベントに参加し、緑化の意義や緑の重要性・必要性についての認識が高められるよう、
広範囲にわたる周知を行うとともに、内容の充実を図ります。

■学校の緑化活動【指導1課】

○実施状況

本市では、環境教育の一環として「学校環境緑化コンクール」を開催しています。市内の小・中・高
等・特別支援学校における環境緑化の現状を審査し、優秀校を顕彰することを通して、学校環境緑化の
推進を図っています。平成30年度（2018年度）の学校環境緑化コンクール参加校数は5校でした。

○課題

学校緑化コンクールに参加希望する学校への環境教育に対する資料配布や情報提供など、計画的な学
校訪問等を通して総合的に支援していきます。

■花いっぱい運動の活動推進事業【みどり推進課】

P35「■花いっぱい運動の活動推進事業」を参照

■緑のネットワーク整備事業【みどり推進課】

○実施状況

緑の基本計画等に基づき、街路樹や公共施設の建築物緑化などにより市街化区域における緑化を推進
しています。また、緑化の助成制度を設けて、民有地における緑化の推進を図っています。

地域の緑の核となる都市公園の整備や樹林地の保全、民有地の緑化を推進し、道路・河川等の緑を活
用した「緑のネットワークの構築」を推進しています。

緑のネットワーク構築に向けた具体的施策として、市街地内の民有地の緑化推進を図るため、平成20
年（2008年）7月1日に緑化指導基準を改正し、建築物緑化助成事業を施行しました。平成21年（2009年）
11月からは建築物緑化助成事業の助成対象区域を拡大し、市民が使いやすい制度として改正しました。
平成24年（2012年）4月からは、従来の建築物緑化に沿道緑化を加えた「みどりの街並みづくり助成事業」
として制度を拡充し、緑化の推進を図っています。

○課題

都市公園の整備や樹林地の保全については、おおむね予定どおり実施されています。緑のネットワー
クは、各種事業の集約により構築されるものであり、今後も引き続き各種事業を推進し、段階的かつ着
実な緑のネットワークの構築を図ります。

②身近な水辺環境の保全と創造

■水辺環境整備事業の推進【河川課】

○実施状況

水辺環境の整備保全を通じ、生きものと人間が共生できる豊かな自然と河川浄化を市民にアピールできる水辺空間の整備を進めています。引き続き、水辺空間創出に向け、事業を推進します。

中央区を流れる高沼用水路では、市民と連携しながら、水路と護岸の水辺環境整備を進めております。

この整備では、河川としての治水対策を優先しつつ、環境に配慮した水路整備と親水型歩行空間整備を行い、市民の憩いの場となるような親水空間の創出を目指します。

平成30年度（2018年度）は、憩える場所の整備に向けた工事を行っており、引き続き親水型歩行空間整備を進めます。

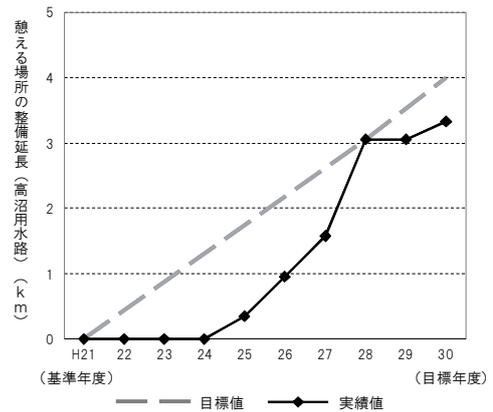


図2-2-7 憩える場所の整備延長の推移

表2-2-7 《指標》憩える場所の整備延長(高沼用水路)の推移

指標	平成21年度 (2009年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	目標値 (年度)
憩える場所の整備延長 (高沼用水路)(km)	0	0.35km	0.95km	1.58km	3.05km	3.05km	3.33km	4.0km (平成30年度(2018年度))
対前年度比	基準年度	-	○	○	○	△	○	
対年度目標値比	基準年度	×	×	△	○	△	△	

○課題

高沼用水路は市中心部に残された歴史的な緑地空間の保全を求められているため、地元住民とともに協議を行いながら整備することが重要です。

■多自然川づくりの推進(準用河川新川改修事業)【河川課】

○実施状況

三面護岸整備、水路の暗渠化等に伴う身近な水辺空間の喪失などに対しては、地域の特性に応じて、できるだけ自然が残る水辺の保全や市街地での水辺の整備など、多様な水辺空間を創造する必要があると考えられます。

平成30年度(2018年度)は現況河道の拡幅工事を実施しました。その際、土法面での護岸整備や河道内に低水路を設けるなど、水辺空間の確保に努めました。



○課題

準用河川新川改修事業については、事業費の確保等の課題はありますが、今後とも可能な限り、環境と整備の調和を図る多自然川づくりを市内で推進します。

■国・県・流域自治体・市民などで取り組む連絡会への参加【環境対策課】

○実施状況

芝川・新芝川水環境改善連絡会では、流域自治体及び河川管理者と連携を図り、流域の水環境の維持改善に取り組んでいます。

綾瀬川清流ルネッサンス連絡会について、平成28年度(2016年度)をもって会は終了しましたが、その後も綾瀬川の水環境について関係機関と連絡体制を維持し情報共有等を図っています。

○課題

今後も、関係各所や市民・市民団体等と連携しながら、引き続き水環境の保全に取り組む必要があります。

③ヒートアイランド対策の推進

■環境に配慮した地区計画【都市計画課】

○実施状況

都市計画法に基づく地区計画においては、区域の特性にふさわしい良好な環境を整備、開発、及び保全するための必要な事項として、垣又はさくの構造の制限を定めることができます。

また、敷地面積や建ぺい率、壁面の位置の制限などを設けている地区計画では、日照や通風など、環境に配慮した建築物の誘導が図られています。

本市では、平成30年度(2018年度)までに71地区の地区計画を決定しています。そのうち、「垣又はさくの構造の制限を、生垣や植栽等を中心とした材料とする」などの地区計画を52地区で決定し、緑豊かな市街地形成に寄与しています。

○課題

新たに決定していく地区計画については、地区住民と共にまちの将来像を定め、環境に配慮した制限内容を設定していく必要があります。

■ヒートアイランド対策の啓発【みどり推進課】**○実施状況**

身近な緑を増やし「花や緑の豊かなまち」を実現するため、「緑のカーテン事業」を実施し、家庭・事業所・公共施設における緑のカーテンの普及・啓発に取り組んでいます。緑のカーテンとは、ツル性の植物（ゴーヤ、アサガオ等）で作る自然のカーテンのことで、夏の強い陽射しを和らげ、ヒートアイランド現象の緩和や夏季の省エネルギーの促進にも役立つものです。

平成30年度（2018年度）は、区役所、支所、公民館、保育園、コミュニティセンター等136の公共施設で実施しました。また、緑のカーテンに取り組む市民を対象に、ゴーヤの種の配布や講習会を開催しました。

○課題

身近な緑を増やすため、家庭における緑のカーテン等の取組を市全域でさらに推進する必要があります。

■学校における屋上緑化の整備【学校施設課】

P74「**■学校における屋上緑化の整備**」を参照

■学校における壁面緑化（緑のカーテン）の整備【学校施設課】

P74「**■学校における壁面緑化（緑のカーテン）の整備**」を参照

■校庭芝生化【学校施設課】

P73「**■校庭芝生化**」を参照

2-3 景観の保全

(1) 現況と課題

【都市景観】

ア) 現況

本市では、平成18年度（2006年度）に「緑の基本計画」を改訂し、「さいたま市らしい身近な緑を守り、つくり、育てます」をひとつの基本方針として、保存樹木の指定による保全や、市街地のさまざまな緑化の推進に取り組んでいます。具体的な取組の例としては、（公財）さいたま市公園緑地協会を通じた、住宅地の接道部緑化への助成制度（生け垣助成）や、大木や美観上優れた樹木に対する保存樹木指定制度（指定期間10年間）などがあります。

平成30年度（2018年度）は、生け垣については14件103.8mの助成を行い、保存樹木の指定については266本の助成を行いました。

さいたま市公園緑地協会助成実績の推移

	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
生け垣助成実績の累計(m)	3,793.3	4,039.8	4,210.6	4,441.5	4,618.3	4,722.1
保存樹木助成実績の累計(本)	2,570	2,822	3,086	3,367	3,645	3,911

本市では、「ひと まち みらい 輝く都市景観の創造」の理念とする「都市景観形成基本計画」を平成19年度（2007年度）に策定しました。また、平成22年度（2010年度）には「さいたま市景観計画」を策定及び「さいたま市景観条例」を施行し、市民、事業者、行政が協力し、優れた都市景観の形成を図るための様々な取組みを行っています。

具体的には、建築物等や屋外広告物に対する景観誘導に取り組んでいます。

また、景観計画に基づき、歴史的・文化的意義のあるものや地域のシンボルとして市民に親しまれているものなど、良好な景観の形成に重要と認められる建造物や樹木を景観重要建造物・景観重要樹木として指定し、保全しています。平成30年度（2018年度）には、新たにJR土呂駅東口駅前広場のアカマツ（3本）を景観重要樹木として指定し、現在、景観重要建造物6件、景観重要樹木4件の計10件を指定しています。

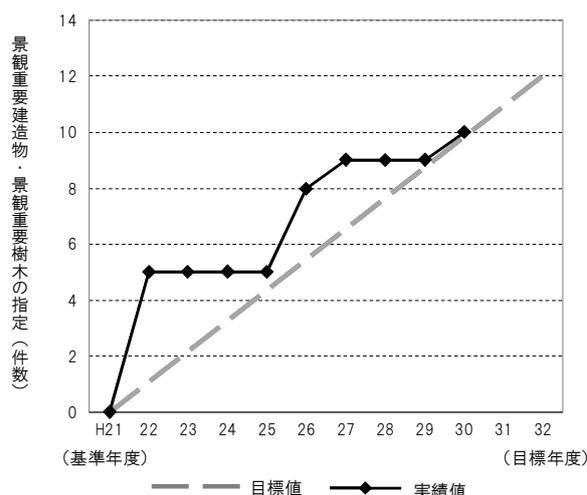


図2-2-8 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の推移

表2-2-8 《指標》景観重要建造物・景観重要樹木の指定の推移

指標	平成21年度 (2009年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	目標値 (年度)
景観重要建造物・景観重要樹木の指定(件数)	0	5	8	9	9	9	10	12 (令和2年度 (2020年度))
対前年度比	基準 年度	△	○	○	△	△	○	
対年度目標値比	基準 年度	○	○	○	○	○	○	

【景観重要建造物】

景観重要建造物 6件

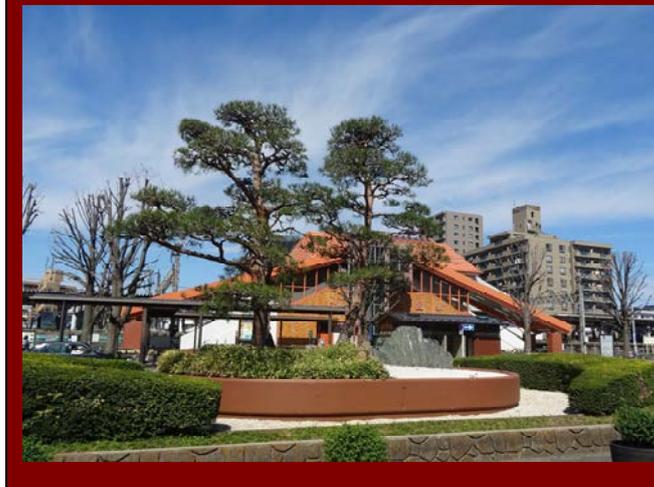
- 第1号 旧坂東家住宅見沼くらしっく館
- 第2号 地域中核施設プラザウエスト・記念総合体育館
- 第3号 大宮盆栽美術館
- 第4号 盆栽四季の家
- 第5号 氷川の杜文化館
- 第6号 地域中核施設プラザノース

景観重要樹木 4件

- 第1号 岩槻小学校のイチョウ
- 第2号 JR西大宮駅北口駅前広場のシンボルツリー ツガ
- 第3号 JR西大宮駅北口駅前広場のシンボルツリー ケヤキ
- 第4号 JR土呂駅東口駅前広場のアカマツ（3本）

【景観重要樹木】

JR土呂駅東口駅前広場のアカマツ（3本）
平成31年3月27日指定



イ)課題

今後さらに、地区計画制度や建築協定など、市民参加によるルールづくりにより、住環境や景観が調和した市街地の形成を計画的に進めていくことが必要です。

また、屋外広告物についても、地域特性や広告物の実態を踏まえて規制や景観誘導を行うとともに、市民や事業者と景観ビジョンの共有化を図り、協働して計画的・効果的に取組を進める必要があります。

景観重要建造物・景観重要樹木の制度は、景観づくりの核となる建造物や樹木について、その維持、保全及び継承を図る必要があるため、さらなる指定を検討するとともに、指定した建築物及び樹木の普及・啓発に努めます。

【歴史的・文化的環境】

ア) 現況

地域で愛され培われてきた歴史や文化は、地域の個性を生み出すとともに、住民の地域への愛着を育み、本市の景観や風土を形成する貴重かつ重要な環境資源です。

これらは我々の郷土の先人たちが後世に残した遺産で、物や技、自然などさまざまな形態として残されており、どれも時空を超えたかけがえのない宝物です。これら環境資源は保存・活用し、次の世代へと引き継いでいかなければなりません。

本市には、平成31年（2019年）4月1日現在、国・県・市指定文化財が529件所在しています。

また、本市の歴史的・文化的遺産に触れ合えるよう次のような施設が整備されています。

- ・さいたま市立博物館
- ・さいたま市立浦和博物館
- ・浦和くらしの博物館民家園
- ・旧坂東家住宅見沼くらしっく館
- ・鴻沼資料館
- ・与野文化財資料室
- ・土器の館
- ・岩槻郷土資料館

さいたま市内の指定・登録文化財件数(件)

	国指定		県指定	市指定	合計
	国宝・特別	重要文化財			
有形文化財	2	2	52	288	344
建造物			4	39	43
絵画			9	10	19
彫刻			6	48	54
工芸品	2	1	12	30	45
書跡				9	9
典籍			1	1	2
古文書			13	56	69
考古資料			4	46	50
歴史資料		1	3	49	53
無形文化財			1	1	2
無形文化財			1	1	2
民俗文化財		2	8	51	61
有形民俗文化財		1	8	35	44
無形民俗文化財		1		16	17
記念物	1	3	14	104	122
史跡		2	7	34	43
名勝					
天然記念物	1	1	4	70	76
旧跡			3		3
合計	3	7	75	444	529
国登録有形文化財					13

平成31年(2019年)4月1日現在

イ) 課題

地域の歴史的・文化的な遺産や街並みなどは、文化財や景観地等の指定などにより、保護保全すべき財産として制度的に守っていくとともに、市民や事業者、学校、市などすべての主体の意識啓発を図ることも大切です。

【農地】

ア) 現況

本市の農地面積は、4,504ha（平成30年度（2018年度））で市面積の約20.7%となっています。耕地面積はそのうち3,310ha（平成30年度（2018年度））です。都市化の進展に伴う宅地への農地の転用等により昭和45年（1970年）と平成30年（2018年）を比較すると、耕地面積は約61.8%減少しており、なお減少傾向にあります。また、遊休農地は、現在約56ha（平成30年度（2018年度））あり、限りある農地を有効利用する上でその解消は喫緊の課題となっています。

市内の農地面積の推移

	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
市内の農地面積(ha)	4,756	4,715	4,664	4,654	4,562	4,504
耕地面積(ha)	3,640	3,560	3,520	3,480	3,320	3,310

本市の農地の特徴としては、見沼田圃や荒川、綾瀬川、元荒川流域に広がる豊かな水田地帯をはじめとした貴重な優良農地があります。今後、自然環境の保全と農業の振興を基調としながら、水と緑のネットワークの骨格形成や、市民生活にやすらぎや潤いを提供する空間としてその活用・創造を図っていく必要があります。

本市の都市農業基本指針である「さいたま市農業振興ビジョン」において、農業・農地の果たす役割は豊かな生活の実現に必要な不可欠のものであり、農産物の生産といった基本的な機能はもちろんのこと、環境の保全、安全・安心な農産物の供給、防災機能、交流・レクリエーション、癒し、教育・学習・体験など、いわゆる「多面的機能」を備えています。今後の都市農業の展開においては、これらの多面的機能の一層の発揮に向けて、迅速かつ柔軟に都市住民の理解と協働のもとに施策の取組を行ってまいります。農業が持続し農地が保全されることで、多面的機能が発揮され、住み良い生活環境の維持が可能になります。

イ)課題

農地は、環境の視点から見れば貴重な緑地であるとともに、重要な生産機能を有していることから、農地が有するさまざまな機能を再認識し、農地の保全と活用に努める必要があります。そのためには、農業が抱える農業従事者の高齢化や後継者不足の問題等に適切に取り組むことが必要です。また、農業に伴う環境への負荷を低減するために、環境保全型農業の普及促進に努めるとともに、環境と調和した農業基盤整備を推進することも重要です。

(2)個別施策の実施状況と課題

①都市景観の形成・保全

■公園の整備【都市公園課】

○実施状況

身近な自然環境や市民の憩いの場、レクリエーションの場としての都市公園を整備し、水路、河川や自然の残る空間と連携させて、水と緑のネットワーク形成を推進しています。

平成30年度(2018年度)は、都市公園の新設及び拡張により、市全体の都市公園は984か所664.84haとなりました。

市全体の都市公園面積の推移

	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
市全体の都市公園面積(ha)	639.07	640.39	641.23	649.23	661.88	664.84

○課題

今後は、市所有の未利用地や所管換えなどによる公園用地の確保を行い、整備を推進していきます。また、身近な自然環境や市民の憩いの場、レクリエーションの場として公園を整備するとともに、自然が残る緑地空間とも連携を図ります。

■環境に配慮した都市施設・建築物等の整備【都市計画課】

○実施状況

「さいたま市美しいまちづくり景観条例（旧条例）」では、周囲に影響を与える大規模建築物などについて新築、改築及び変更等をする際に届出を義務付け、届出の対象区域を商業地域、近隣商業地域、大宮駅周辺の地域に限定していました。

平成22年（2010年）の「さいたま市景観計画」の策定及び「さいたま市景観条例（新条例）」の制定により、同年10月1日以降は景観法及び新条例に基づく届出とし、大規模な建築物の建築等は全市域を対象に景観誘導をしています。

平成30年度（2018年度）は、さいたま市景観条例に基づく届出が118件ありました。全ての届出が基準に適合しており、「景観誘導基準適合率」は100%となっています。

大規模建築物等の景観誘導基準適合率の推移

	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
大規模建築物等の景観誘導基準適合率(%)	100	100	100	100	100	100

○課題

今後も早期に事前協議を実施し、景観計画に適合した大規模建築物が建築等されるように適切な景観誘導を図り、景観計画の周知・啓発を行っていく必要があります。

■建築行政事務事業／建築協定【建築行政課】

○実施状況

良好な住環境の維持保全又は商店街などの利便の増進に資するため、建築基準法に定められた住民発意のまちづくり制度の活用について相談を受け、必要に応じ助言するとともに、建築協定に係る手続きを行いました。

建築協定の認可件数の推移

	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
建築協定の認可(件)	新規 1	更新 3	更新 2	更新1 廃止 1	更新 1	更新 1

※建築協定区域数は13地区

○課題

時間的経過や世代交代などにより更新の継続が難しくなっており、継続的な制度の啓発や住民発意の地区計画への移行などを踏まえた相談・助言を行う必要があります。

■環境美化の推進【資源循環政策課】

○実施状況

本市では平成19年(2007年)6月に「さいたま市路上喫煙及び空き缶等のポイ捨ての防止に関する条例」を施行し、それまでの環境美化推進の取組に加え、危険性がある路上等での喫煙や吸い殻などのポイ捨て対策とあわせて事業を進めています。

現在は、大宮、浦和、南浦和、北浦和、武蔵浦和、東大宮及び宮原の7駅周辺を環境美化重点区域に指定し、路上喫煙対策とあわせてポイ捨て対策を重点的に進めており、効果測定のための基礎データを収集するため、「散乱ごみ実態調査」を行っています。

環境美化重点区域の散乱ごみ減少率の推移

	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
散乱ごみ個数(個)	10,418	8,019	8,717	6,258	5,339	5,103
散乱ごみ減少率(%) (対平成23年度比)	23.5	41.1	35.9	54.0	60.8	62.5

○課題

快適でうるおいのあるまちづくりに向けて、より一層の環境美化活動を推進していく必要があります。また、環境保全や環境美化に対する意識の向上に向けて、市民、事業者、市のパートナーシップのもとで活動を進めていくためには、普及・啓発を効果的に進めていくことも必要です。

■市民とのパートナーシップによる環境美化活動の推進【資源循環政策課】

○実施状況

環境美化に関する普及・啓発等を効果的に推進するため、市民参加による環境美化活動を実施しています。

平成30年度(2018年度)のごみゼロキャンペーン市民清掃活動は、市内859自治会の89.4%に相当する768自治会の参加がありました。

今後は、自治会だけでなく、さまざまな市民団体にも市民清掃活動への参加を呼びかけ、市民とのパートナーシップの強化に努めます。

市民清掃活動参加率(自治会)の推移

	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
市民清掃活動参加率 (自治会)(%)	84.3	88.0	86.7	87.8	87.3	89.4

○課題

さらなる参加団体数の増加に向け、より一層の周知啓発、市民とのパートナーシップの強化が必要です。

■クリーンさいたま推進員事業【資源循環政策課】

P161「■クリーンさいたま推進員事業」を参照

■さいたま新都心クリーン作戦の実施【都心整備課】

○実施状況

快適な都市環境を維持するため、地区内の地権者などで構成する「さいたま新都心まちづくり推進協議会」で、地域の清掃活動を実施しています。

平成30年度(2018年度)は、平成15年度(2003年度)から毎年実施しているクリーン作戦を11月と2月に実施しました。



クリーン作戦実施回数の推移

	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
実施回数(回)	2	2	2	2	1	2

○課題

事業者と行政が一体となって継続的に清掃活動を実施し、快適な都市環境の創出、維持に努める必要があります。

■屋外広告物適正化推進事業【都市計画課】

○実施状況

屋外広告物の適正化を図るため、市民ボランティア、委託業者、職員による違反広告物の撤去を実施しました。

違反広告物撤去件数の推移

	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
違反広告物撤去件数 (件)	29,151	23,596	20,887	15,803	14,940	16,982

○課題

違反広告物の掲出が後を絶たないため、市職員及び委託の撤去業者に加え、違反広告物ボランティア撤去団体による撤去活動を余儀なくされています。今後も関係団体と連携して屋外広告物法及び同法に基づく条例の普及啓発、違反屋外広告物に対する市民や企業の意識啓発等を推進していきます。

また、違反広告物ボランティア撤去団体数が減少しているため、団体数やボランティア数を増加させる取組みをより一層強化していきます。

■放置自転車対策事業【自転車まちづくり推進課】

○実施状況

市内各駅周辺の放置禁止区域に自転車等放置監視員を配置し、自転車等の放置防止の啓発、自転車駐車場への案内及び誘導を行いました。また、児童と各家庭での放置自転車追放の意識高揚を図るため、市内の小学校に通う児童を対象に放置自転車追放ポスターコンクールを実施しました。

一日の放置自転車台数の推移

	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
一日の放置自転車数(台)	1,170	893	726	601	460	393

※内閣府の調査に基づく平日一日の午前11時の時点における自転車等の放置台数の推移

○課題

放置自転車台数は近年減少傾向にありますが、放置自転車の解消には至っていない状況であります。引き続き、放置自転車対策を推進する必要があります。

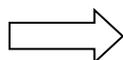
■無電柱化の推進【道路環境課】

○実施状況

本市では、首都直下地震や大型台風などの自然災害への対策、バリアフリー整備と合わせた安全で歩きやすい歩行空間の確保、優れた都市景観の形成などを目的に、「さいたま市無電柱化推進計画」を策定して、防災上の重要な道路やバリアフリー経路などの整備を進めております。



整備前



整備後

※ 見沼区東大宮 市道11046号線(東大宮駅東口駅前通り)

○課題

無電柱化事業の推進にあたっては、電線管理者との協議・調整に時間が必要となります。また、電線共同溝本体を設置し、ケーブルを入溝した後に電柱を撤去するため、事業の完了まで数年を要する状況です。

■サクラサク見沼たんぼプロジェクト【見沼田圃政策推進室】

○実施状況

見沼田圃基本計画アクションプランにも位置付けられている「サクラサク見沼たんぼプロジェクト」では、見沼代用水の西縁・東縁に咲いている桜をさらに増やし、見沼田圃をステージに日本一の桜回廊づくりに取り組んでいます。植樹により総延長20km以上の桜回廊を目指すとともに、憩いの場の整備など散策環境の向上にも努めています。

見沼たんぼの桜回廊は平成28年度(2016年度)に総延長20kmを超え、「桜の下を散策できる日本一の桜回廊」となりましたが、さらなる延長を目指し、平成30年度(2018年度)は桜回廊の枝線(公園等)に140m(20本)の桜の植樹を実施しました。そのほか、桜回廊の見どころやアクセス方法を発信するために、新たにガイドマップを作成し、2万部発行しました。

○課題

これまで植樹を行ってきた桜については、市民をはじめとする多様な主体とともに見守り、育てていくことが大切であり、サポーター制度などを検討していく必要があります。

また、桜回廊の距離として換算している見沼代用水沿いは、植樹が可能な場所が限られてきています。今後は公園等の施設や桜回廊につながる部分への植樹も検討しながら、プロジェクトをさらに推進していく必要があります。

②歴史的・文化的環境の保全

■指定史跡及び天然記念物の保存・活用【文化財保護課】

○実施状況

史跡や天然記念物は、本市の歴史的・文化的環境を構成する重要な要素です。その価値を保全・活用する取組を進めています。

国指定史跡「見沼通船堀」では、東縁北側園路の再整備工事が完了しました。国指定史跡「真福寺貝塚」では、指定地の拡大と公有地化を図るとともに、史跡整備に向けた発掘調査を実施し、その期間中に現地説明会や小学生の体験発掘などを行いました。国指定特別天然記念物「田島ヶ原サクラソウ自生地」では、市民ボランティアと協働して、自生地の解説や案内等を行いました。

○課題

指定史跡等の価値を損なわないよう保全対策を講じるとともに、その価値を広く市民に紹介することが重要です。今後も、指定史跡等を活用した事業を引き続き実施していく必要があります。

■氷川参道の整備【氷川参道対策室】

○実施状況

地元まちづくり団体と協働で、参道の並木保護を目的に、並木敷きへの立入りを防止するための中低木植栽を実施しました。

平成30年度(2018年度)は約100mの区間に植栽を行いました。これにより、平成22年度から取り組みを継続してきた氷川参道一の鳥居から片倉新道以北約50m区間までの東西の並木敷きへの植栽が完了しました。

植栽の実施により、歩行者の並木敷きへの立入りが少なくなり、根回りの踏み固めによる樹木への影響の軽減に寄与しました。また、参道沿いの景観の向上にも一定の効果을上げています。

○課題

氷川参道は、大宮駅周辺地域戦略ビジョンの中で、歴史文化軸と位置づけ、沿道環境の保全と適切な空間活用を図ることとしております。今後、歩行者専用化の検討も含めた参道のまちづくりについては、地域の方々との協働による取り組みが重要となります。

植栽の実施済み区間については、維持管理のための取り組みを継続していく必要があります。

③農地の保全・活用

■農業振興地域整備計画の推進【農業環境整備課】

○実施状況

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、概ね10年先を見通して、農用地等として利用すべき土地の区域（農用地区域）及びその区域内にある土地の農業上の用途区分を定めるとともに、地域の農業的整備のための施策を計画的に推進します。

農用地区域面積の推移

	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
農用地区域面積(ha)	2,622.39	2,621.27	2,621.13	2,619.36	2,618.18	2,615.39

○課題

優良農地である農用地等を保全するため、耕作放棄地の解消活動の支援などをより一層推進していく必要があります。

■遊休農地対策【農業振興課】

○実施状況

農業委員及び農地利用最適化推進委員による農地利用状況調査の結果を踏まえ、雑草が繁茂するなど遊休農地と判断された農地の所有者（管理者）に対して、除草・耕耘等を通じて適正に農地を管理していただくよう、平成30年度（2018年度）は598件の通知を送りました。

農地の適正管理通知件数の推移

	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
農地の適正管理通知件数(件)	506	482	409	80	486	598

○課題

農業者の高齢化や後継者不足により、農地の遊休化が進行していく傾向にあることから、認定農業者等への利用集積を図るとともに、農業者以外の新たな農の担い手の協力も得ながら、遊休農地の発生防止と解消を図る必要があります。

■直売農業・環境保全型農業の推進【農業政策課】

○実施状況

消費者と生産者の関係をより近くすることで農業者の意欲を高めるとともに、優良農地を保全確保できる環境を整えるために、販路の拡大、農業のPR機会の増加、環境保全型農業への取組支援を進めました。

平成30年度（2018年度）の実績としては、減化学肥料・減農薬により農産物を生産する特別栽培農産物物件数が290件/年、環境にやさしい土づくりを行うエコファーマーの認定数が6人、市内農産物を原料とした商品開発数が18件でした。エコファーマーは、県が認定を行う制度であり、5年ごとの更新が必要ですが、平成30年度においては、高齢化による農家の減少や国、県が他制度の活用を推進していることなどの理由により、新規認定及び更新が減少したため、大幅な減少となっております。

特別栽培農産物物件数、エコファーマー数、商品開発数、直売所数の推移

	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
特別栽培農産物物件数 (件/年)	224	212	247	271	322	290
エコファーマー数(人)	128	82	75	72	66	6
商品開発数(件)	8	10	12	14	15	18
直売所数(ヶ所)	25	25	25	25	28	27

○課題

特別栽培農産物の認証には、毎年、手続きが必要です。農業者が、継続して特別栽培農産物の認証を受けていけるようPRするとともに、減化学肥料・減農薬による農産物の生産や環境にやさしい農業へ取り組む農業者を支援し、環境保全型農業の推進を行います。

直売農業については、地産地消を推進するため、販路の拡大や効果的な周知PRに取組んでいきます。

■農業生産基盤整備の推進【農業環境整備課】

○実施状況

農地などの保全と有効利用、並びに生産性の向上を図るため、農地の基盤整備や用排水路などの整備・補修を行い、地域の農業環境整備を推進します。

平成30年度（2018年度）は、見沼区膝子、岩槻区横根・笹久保新田、緑区上野田・高畑にまたがる約150haの区域において、基盤整備事業の実施に向け計画策定を行ったほか、関係地権者への説明会を行いました。

また、用排水路については4件の水路を整備し、ほか2件の水路について整備中です。また、235ヶ所の補修工事、維持管理業務を実施しました。

○課題

農業者の高齢化及び後継者不足により、これまで農業者が行ってきた農業水利施設の維持管理が困難となってきたほか、遊休農地も増加傾向にあることから、担い手への利用集積や集約に向けて営農環境の向上を推進していくことが必要。

■多面的機能支払交付金事業【農業環境整備課】

○実施状況

広く市民が享受している農地の有する多面的機能の維持、発揮を図るために、農業水利施設の維持管理や農村環境の保全活動など、地域における共同活動を行う団体を支援します。

平成30年度（2018年度）は、地域の活動組織（15団体、390ha）により、水路などの草刈りや泥上げ、また、地域住民と協働して農村エリアのゴミ拾いを行うなど、自然環境の保全・美化活動が行われました。

（活動組織：馬宮環境保全会、野孫環境保全会、見山環境保全会、箕輪地域資源保全会、掛地域資源保全会、丸ヶ崎地域資源保全会、大谷環境保全会、在家環境保全会、大野島地域資源保全会、釣上下組環境保全会、塚本環境保全会、湯木地域資源保全会、飯塚環境保全会、中川環境保全会、南部領辻環境保全会）

○課題

農業者の高齢化や後継者不足による担い手の減少といった問題から、担い手農家への負担が増加しており、農地の有する多面的機能が今後とも適切に維持・発揮されるためには、農業者だけではなく、自治会などを通じた地域住民の参加や新たな担い手の育成を図る必要があります。

■環境保全型農業の研究【見沼グリーンセンター】

○実施状況

農業生産における環境への負荷を少なくするため、堆肥などの有機物資源を利用した循環型の土づくりや、化学肥料、化学農薬の使用量の低減など、環境に配慮した持続性の高い農業技術の確立をめざしています。

平成30年（2018年）度は、牛ふん堆肥を利用した土づくり、化学肥料の使用量を低減させるために土壌診断に基づく施肥設計、化学農薬の使用量を低減させるための防虫ネットなどの被覆資材の活用を行いました。

また、新たな取組として、当所で栽培している「かんしょ」でGLOBAL G.A.P認証を取得しました。

※GAP（Good Agricultural Practice：農業生産工程管理）とは、農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組のことです。

○課題

防虫ネットなどによる物理的防除や病害に強い品種を導入しても化学農薬の使用をゼロにする事は難しく、慣行農法と比べ、コストや作業量が削減されにくいです。

今後も土壌診断に基づく土づくりの普及・啓発に取り組み、加えて、慣行農法よりも作業量が増えない方法の総合的病害虫管理の検討を行い、環境負荷の軽減をめざします。

2-4 自然とのふれあいの確保

(1) 現況と課題

ア) 現況

体験活動や生産者との交流、食や農に関する情報提供を通じ、自然への感謝の気持ちを育む機会づくりを推進します。市立の小中学校を対象に、一連の農作業体験学習を行う児童体験農園や学校教育ファーム事業を実施して、次代を担う子どもたちに農業への理解や食の大切さを知ってもらう機会を作ります。

平成30年度（2018年度）は、児童体験農園、学校周辺・校地内の農地を活用し、市立の全小学校103校、全中学校57校で学校教育ファームを実施しました。

このうち、生産者やNPOの指導により農作業体験を行う「ふれあい・夢ファーム」には、小学校4校、中学校8校が取り組みました。

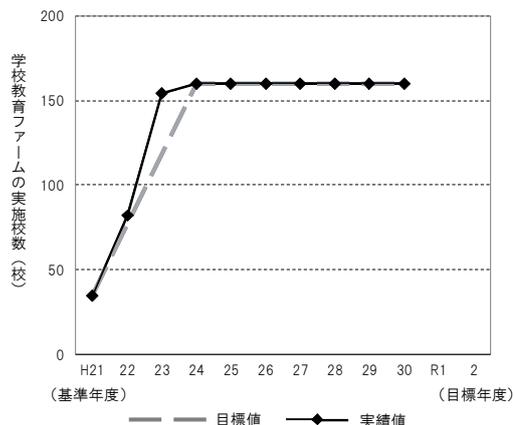


図2-2-9 学校教育ファームの実施校数の推移

表2-2-9 《指標》学校教育ファームの実施校数の推移

指標	平成21年度 (2009年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	目標値 (年度)
学校教育ファームの実施校数(校)	35	160	160	160	160	160	160	全小中学校 (小学校103, 中学校57) (平成30年度(2018年度)) ※学校教育ファームは全市立 小・中学校で継続実施
対前年度比	基準年度	○	○	○	○	○	○	
対年度目標値比	基準年度	○	○	○	○	○	○	

また、自然とのふれあいの場として、多様な主体による市民農園や農家の指導による栽培収穫体験ができる農園の支援を行っています。

なお、平成30年度末（2018年度末）の市民農園利用区画数は、2,793区画となりました。



田植えの様子(栄和・指扇小学校)

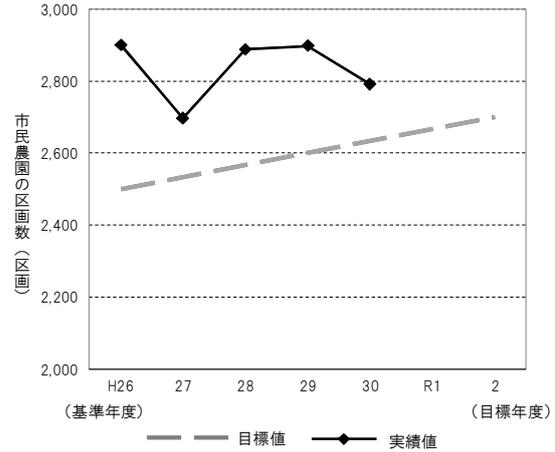


図2-2-10 市民農園の区画数の推移

表2-2-10 《指標》市民農園の区画数の推移

指標	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	目標値 (年度)
市民農園の区画数 (区画)	2,900	2,698	2,889	2,897	2,793	2,700 (令和2年度)
対前年度比	基準年度	○	○	○	○	
対年度目標値比	基準年度	○	○	○	○	

イ)課題

「ふれあい・夢ファーム」を含む学校教育ファーム事業を継続、拡大するために、指導者を確保することが課題です。次年度の指導者を早めに確保し、継続実施に努めています。

空き区画のある農園もあるため、市民ニーズに合わせた農園の整備を検討する必要があります。

(2)個別施策の実施状況と課題

①自然とふれあう場・機会づくりの推進

■樹林地や緑地等の保全・活用【みどり推進課】

○実施状況

市街地に点在する樹林地や緑地等は、自然とふれあう場・機会づくりの推進に重要な役割を果たしています。

本市では、特に貴重な緑地を特別緑地保全地区として12地区5.18ha指定しており、開発や相続などによって年々減少している樹林地を永続性のある緑地として保全し、市民が緑に親しめる場として活用しています。平成30年度(2018年度)においても、上加南特別緑地保全地区計画地として約0.20ha取得しています。

○課題

良好な自然環境である樹林地や緑地等の減少を抑制するために、市民、事業者、市のパートナーシップのもとに適切な保全に努める必要があります。

■オープン型緑地保全事業の推進【みどり推進課】

○実施状況

市街地に点在するシンボルとなる樹木や雑木林・屋敷林・社寺林などの樹林地は、暮らしに潤いを与える緑であるとともに、生きものの生息地などとして重要な役割を果たしています。

本市では、身近な樹林地のうち市民の利用が可能なものを、法律に基づく市民緑地や、条例に基づく自然緑地として指定することで、まとまりのある貴重な緑の環境を活かし、市民が緑に親しめる場として活用しています。また、開発や相続などによって年々減少している樹林地を永続性のある緑地として保全することを目的に、公有地化事業の推進に努めています。このほか、必要に応じて、良好な自然環境を回復するよう再生に努めています。

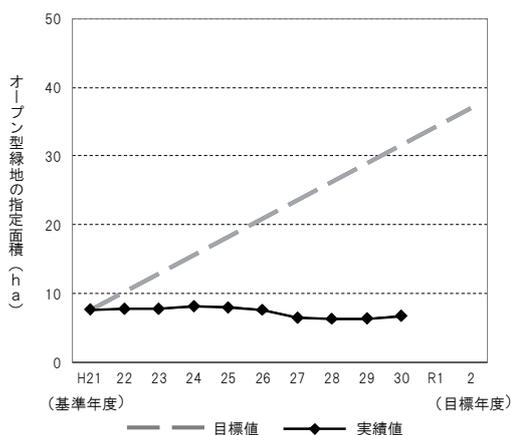


図2-2-11 オープン型緑地の指定面積の推移

表2-2-11 《指標》オープン型緑地の指定面積の推移

指標	平成21年度 (2009年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	目標値 (年度)
オープン型緑地の指定面積(ha)	7.6	8.0	7.6	6.5	6.3	6.3	6.7	37 (令和2年度 (2020年度))
対前年度比	基準年度	△	△	×	△	△	○	
対年度目標値比	基準年度	×	×	×	×	×	×	

○課題

緑地の担保性の向上には、公有地化が最適な手法ですが、財源等の確保が難しい状況にあるため、機会があるごとに土地所有者の協力を得ながら、指定緑地の拡大を推進することにより保全に努めます。

■準用河川新川改修事業【河川課】

P78「■多自然川づくりの推進(準用河川新川改修事業)」を参照

■水辺環境整備事業(大谷ホテルの里におけるホテル飼育)【北部都市・公園管理事務所 管理課】

○実施状況

大谷ホテルの里では、自然発生による個体数の増加を図っております。

大谷ホテルの里の成虫発生数

	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
成虫発生数(匹)	392	500	400	20	300	412

○課題

ホテルは水のきれいな川にしか住むことができないため、水質保全のために毎日清掃やホテル上陸箇所の整備を行っております。ホテルが飛び始める5月には夜間のパトロールも行っております。今後とも、周辺環境の変化に対して健全な水辺環境の整備保全を図っていきます。

■子どもわくわく体験講座(さいたま市立博物館)【市立博物館】

○実施状況

市立博物館では、「博物館子どもわくわく体験講座」の中で自然に親しむ機会を設けています。

- ・博物館子どもわくわく体験講座の2回(5月、10月)で計59人参加しました。



博物館子どもわくわく体験講座の様子

○課題

今後も引き続き多くの方々に参加していただけるよう、開催時期・内容を検討し、広報活動に努めます。